

J R 東海労申第 2 5 号
2 0 2 2 年 2 月 8 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

コロナ禍における社員の努力に報いる慰労金の支給と無利子貸与に関する申し入れ

新型コロナウイルス感染症拡大は第 5 波で収束するかと思われていたが、オミクロン株による第 6 波により今までにない規模となっている。社員は感染におびえながら安全・安定輸送の確保に向けて業務を遂行している。

期末手当については「2. 2 ヶ月分」という超低レベルの支給が、2 0 2 0 年の年末手当から続いている。職場では「これでは生活できない」「住宅ローンをどう支払えば良いのか」と、悲壮感に満ちた声が聞こえる。期末手当は生活給の一部であることは会社も認識していると考えます。

物価の上昇もあり、社員の生活は日々苦しくなっている。さらに 2 0 2 2 年度の夏季手当も超低レベルの支給であれば、住宅ローンを支払えず「家を手放さざるを得ない」といった声は大きくなっていく。

従って下記の通り、慰労金支給と会社による無利子貸与についてあらためて要求するので、早急に団体交渉を開催し誠意をもって回答すること。

記

1. 全ての社員・専任社員・シニア契約社員に対して、コロナ禍における努力に報いる慰労金として、一律 1 0 万円 を支給すること。
2. 慰労金の支払いは 3 月 2 5 日（金）までに支給すること。
3. 無利子貸与制度を新設するとともに、希望する社員に対して、5 0 万円を限度とした金額を無利子で貸与すること。

以 上